

定 款

一般社団法人鳥取県臨床検査技師会

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 会員（第 5 条～第 11 条）
- 第 3 章 役員（第 12 条～第 18 条）
- 第 4 章 総会（第 19 条～第 26 条）
- 第 5 章 理事会（第 27 条～第 32 条）
- 第 6 章 資産及び会計（第 33 条～第 36 条）
- 第 7 章 定款の変更及び解散（第 37 条・第 38 条）
- 第 8 章 公告の方法（第 39 条・第 40 条）

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鳥取県臨床検査技師会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を米子市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、臨床検査技師の学術技能の研鑽発展及び医療並びに公衆衛生の向上を図り、もって地域住民の健康の保持及び増進に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域における公衆衛生の向上及び健康の保持、増進に関する事業
- (2) 臨床検査に関する知識の普及及び啓発に関する事業
- (3) 臨床検査に関する調査、研究及び情報の提供に関する事業
- (4) 臨床検査技術の向上発展に関する事業
- (5) 医療関係団体との連携を通じた地域医療の確保に関する事業
- (6) 会員の資質の向上に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、鳥取県において行うものとする。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、正会員、賛助会員及び名誉会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、臨床検査技師の資格を有する者のうち、この法人の目的に賛同して入会した者とする。

3 賛助会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人（正会員を除く。）又は団体とする。

4 名誉会員は、この法人の事業に顕著な功績のあった者で理事会の推薦に基づき総会において承認を得た者とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会において定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金又は会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき（名誉会員を除く。）。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(拠出金の不返還)

第11条 会員がすでに納入した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上18名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし8名以内を常務理事(内2名以内を副会長)とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事、常務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選出する。

- 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選出する。
- 3 理事会は、常務理事の中から2名以内を、副会長に選出することができる。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事の1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別な

関係にある者の合計は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 監事は、相互に親族、その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長（常務理事）は、法令及びこの定款で定めるところにより、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第12条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が理事又は監事に就任するまで、なお理事又は監事としての権利業務を有する。

第17条 役員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第18条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員以外の理事及び監事に対しては、

総会で定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第4章 総会

(構成)

第19条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第20条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 総会は、定時総会として6月末までに開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第22条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

第24条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第25条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第26条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会員の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選任及び解職
- (4) 規定の制定、改正及び廃止
- (5) 従たる事務所の変更及び廃止

(召集)

第29条 理事会は、会長が召集する。

2 会長が欠けた時又は会長に事故があるときは、副会長が召集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けた時又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、当該決議すべき提案について可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び議事録署名人は、これに署名又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日まで、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号の書類については、定時総会に報告し、第 3 号及び第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 36 条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

- 2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは

は地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 公告の方法

(公告)

第39条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、鳥取県において発行する日本海新聞に掲載する方法による。

(委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み換えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み換えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第33条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の最初の会長は西川清司とする。